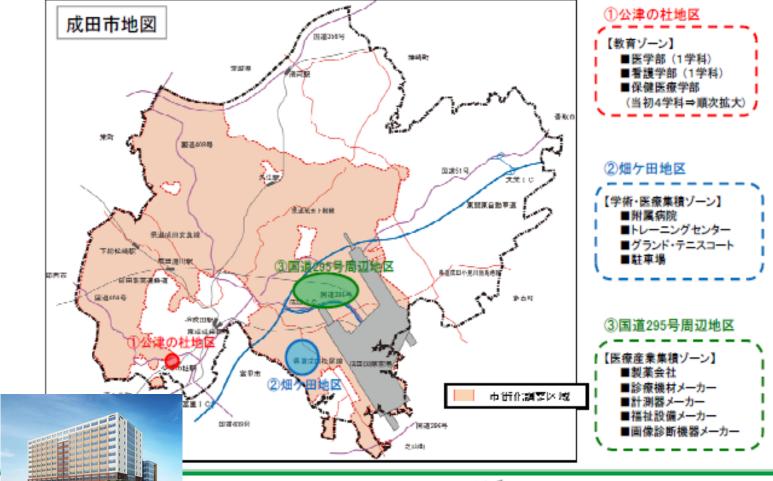




国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ケ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。









目次



- / ° | 1
 - データヘルス計画と健康経営
- / ° | 2
 - 日本健康会議からの報告

パート1 データヘルス計画と 健康経営

医療ビックデータ時代の到来

- 医療機関のレセプト電算化率はほぼ100%時代。
- 医療レセプトの情報や、特定健診等の情報は、厚生労働省のレセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)にも蓄積されており、その数は、医療レセプトで約110億件(2009年4月~2016年1月分)、特定健診等情報で約1.7億件(2008年度~2014年度実施分)となっている
- 介護レセプトの情報については、その個人の要介護認定情報等とともに、厚生労働省の介護保険総合データベースに蓄積されており、その数は、介護レセプトで約5.2 億件(2012年4月~2015年10月分)、要介護認定情報で約4千万件(2009年4月~2016年5月分)に上っている
- 今や我が国は世界でも最大級の健康・医療・介護のビッグデータを保有する国となっている。そしてこのビッグデータをいかに連結させ、利活用するかが課題となっている。

レセプト情報・特定健診等情報データベースの構築の経緯

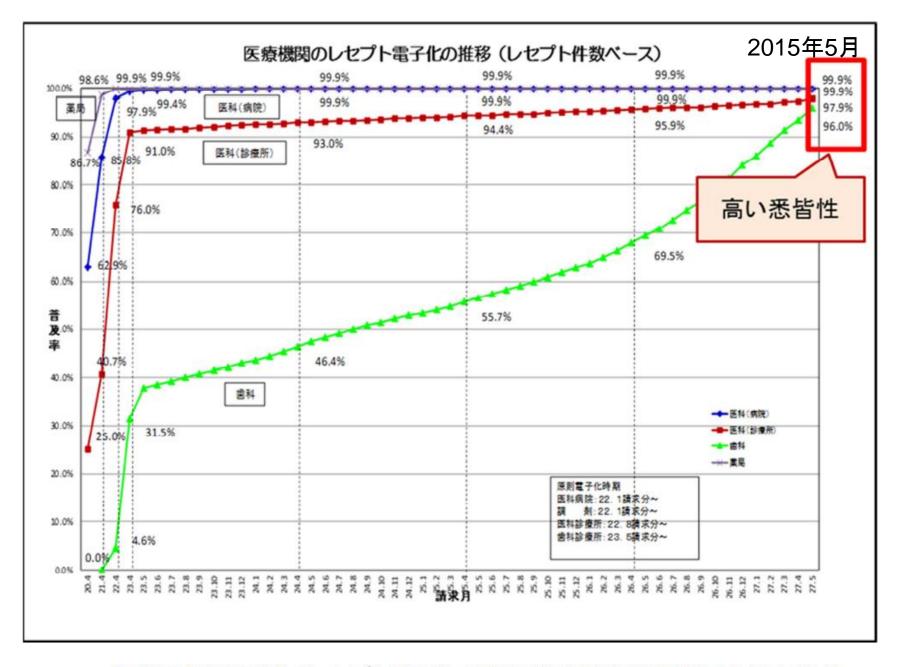
1. 平成18年医療制度改革

2006年医療制度改革法から本格化法的根拠「高齢者医療の確保法」

- →高齢者の医療の確保に関する法律・成立 (平成20年4月施行)
- →医療費増加の構造的要因に着目し、中長期的な観点から医療費適正化を進める 医療費適正化計画の枠組みの導入
- →<u>医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、厚生労働省が行う調査及び</u> 分析等に用いるデータベースの構築へ
 - ※保険者は、厚生労働省に対し、必要な情報を提供
- 2.「医療サービスの質の向上等のためのレセプト情報等の活用に関する検討会」
 - 〇平成19年7月 検討開始
 - →収集するデータの範囲、データの利活用の方法等について検討
 - 〇平成20年2月 報告のとりまとめ(情報提供の基本的枠組み)
 - -----(検討会報告を踏まえ、データ収集のための体制の構築)-
- 3. 「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」
 - 〇平成22年10月~
 - →平成20年の検討会報告を踏まえ、「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」を立ち上げ。この有識者会議の議論を経て、23年3月末にデータ提供の具体的なルールを定めたガイドラインを制定。今後は、データ提供の可否について個別審査を行う。

レセプト・データベースの負の歴史 ~まぼろしの「レインボープラン」(1983年)~

- わが国においてはレセプト・データベース構築の基礎となるレセプトオンライン請求、レセプトデータベース計画は長年の懸案だった
- その歴史は1983年に旧厚生省が策定した「レイン ボープラン」にまでさかのぼる。この計画でレセプ ト電算処理の方針を政府が打ち出す。
- •しかしマスコミが「不当・不正請求の排除が目的である」と書き立てたため、医師会の反発を招いて、計画はとん挫する。これで20年は遅れた!



【図表2】医療機関のレセプト電子化の推移(社会保険診療報酬支払基金調べ)

「データヘルス計画」の推進に関する政府の方針

2013年

〇日本再興戦略: (平成25年6月14日閣議決定)

健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

○健康・医療戦略: (平成25年6月14日関係大臣申合せ)

保険者によるレセプト等データの分析・利用が全国展開されるよう国による支援 や指導を行うことを検討する。具体的には、①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることを周知、②医療費分析システム利用を促進する とともに、医療費分析に基づく事業に関して国が定める指針の内容を充実させる等 により、保険者の取組を促進する。被用者保険に関しては、「健康保険法に基づく 保健事業の実施等に関する指針」を今年度中に改訂し、平成26年度中には、全て の健康保険組合に対しレセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画「データ ヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

「データヘルス計画」とは

「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく 効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

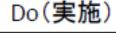
Plan(計画)

- データ分析に基づく事業の立案
 - ○健康課題、事業目的の明確化
 - 〇目標設定
 - ○費用対効果を考慮した事業選択
 - (例) 加入者に対する全般的・個別的な情報提供
 - 特定健診·特定保健指導
 - 重症化予防



Act(改善)

・次サイクルに向けて修正



事業の実施



Check(評価)

データ分析に基づく効果測定・評価

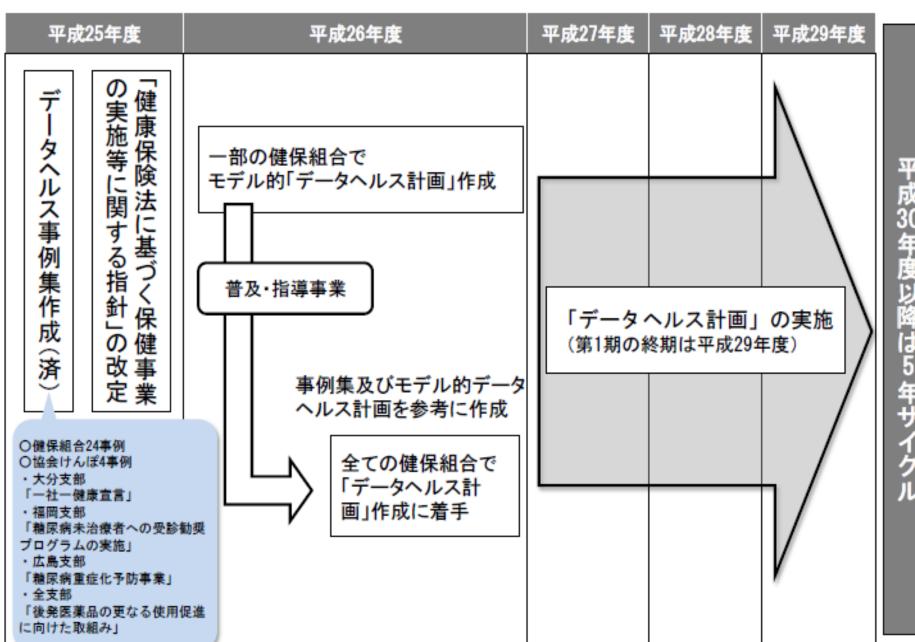


「データヘルス計画」の特徴

~被用者保険者の持つ強みや特性を踏まえた展開~

- レセプト・特定健診データの活用による
 - ① 組合や事業所における全体的な健康状況・受診状況・ 医療費状況の把握
 - ② 保健事業の効果が高い対象者の抽出
- 2. 身の丈に応じた事業範囲
 - ① 加入者に対する全般的・個別的な情報提供(一次予防)
 - ② 特定健診・特定保健指導
 - ③ 重症化予防
- 3. コラボヘルス (事業主との協働)
- 4. 外部専門事業者の活用

1-5. 現在、国が検討しているデータヘルス計画の実施スケジュール



平成30年度以降は5年サイクル

2018年度から



健康経営



健康経営とは?

- •「健康経営」とは、米国の経営心理学者のロバート・ローゼンが提唱した概念で、企業の持続的成長を図る観点から従業員の健康に配慮した経営手法のこと。
- ・従業員の健康が企業および社会に不可欠な資本であることを認識し、<u>従業員への健康情報の提供や健康投資を促すしくみを構築することで、生産性の低下を防ぎ、医療費を抑えて、企業の収益性向上を目指す</u>取り組みを指す。



- ◆ 経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、自治体や企業、保険者における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるため、民間主導の活動体である「日本健康会議」を2015年7月10日に発足。
- ◆ 自治体や企業、保険者における先進的な取組を横展開するため、2020年までの数値目標(KPI)を入れた 「健康なまち・職場づくり宣言2020」を採択。
- ◆ この目標を着実に達成するため、
 - ①取組ごとにワーキンググループを設置し、厚労省・経産省も協力して各宣言の達成要件を決定。
 - ②達成状況の確認にあたって厚労省と日本健康会議において、保険者全数を対象として調査を実施し、 平成28年度調査の結果を用いて、7月25日(月)に開催する日本健康会議2016において 宣言の達成に向けた進捗状況を報告。
 - ③<u>「日本健康会議 データポータルサイト」を開設</u>し、例えば、県別や業界別などの形で取組状況を 「見える化」し、競争を促す。

日時:2016年7月25日(月)10:30~15:00 会場:「よみうり大手町ホール」千代田区大手町1-7-1

- 1. 開会
- 2. 主催者挨拶 日本健康会議共同代表 日本商工会議所 会頭 三村 明夫
- 3. 取組の現状と2016年度の活動方針
 - (1)「健康なまち・職場づくり宣言2020」達成状況の報告

日本健康会議事務局長 渡辺 俊介

(2) 保険者データヘルス全数調査の概要

全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾 俊彦

健康保険組合連合会 副会長 白川 修二

全国健康保険協会 理事長 小林 剛

4. 来賓挨拶

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一億総活躍担当大臣 加藤 勝信

- 5. 6月2日開催「健康づくりと生涯現役社会を考える首長懇談会」概要
- 6. 日本健康会議 一年間の成果と今後に向けて

日本健康会議共同代表 公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武



日本健康会議2016の様子

(参考) 第2部 「宣言」達成に向けた好取組事例およびWG活動報告

- ・徳江雅彦(横浜市)、唐橋竜一(埼玉県)、川本素子(石川県能美市)、鈴田朗(コニカミノルタ株式会社)、矢内邦夫(健康企業宣言東京推進協議会)
- ・津下一代(重症化予防(国保・後期広域)WG、健康経営500社WG、中小1万社健康宣言WG)、

辻一郎(民間事業者活用WG)、武藤正樹(保険者における後発医薬品推進WG)

日本健康会議における横展開の戦略について

- ①取組ごとに<u>ワーキンググループを設置し、厚労省・経産省も協力</u>して具体的な推進方策を検討し、ボトルネックの解消や好事例の拡大を行う。
- ②「日本健康会議 ポータルサイト」を開設し、例えば、地域別や業界別などの形で取組状況を「見える化」し、競争を促す。

<情報集約>

- ■都道府県及び市町村取組を情報収集
- ■保険者団体による情報収集

<支援施策の実施>

- ■WGでの状況確認・検討
- ■テーマごとに支援策実施



事務局にてWEBに反映



可視化により、比較検討を可能にする

日本健康会議 2016年7月25日東京・よみうり大手町ホール。









日本健康会議趣旨



日本商工会議所会頭の三村明夫氏

- 人口減少、少子高齢化が進高かける ・ 人口減少、少子高齢化が進高 ・ 大田本におります。 ・ 大田本の労働を上そができる。 ・ 大田本の対象をはいるができる。 ・ 大田本のははははいるができる。 ・ 大田本のははははいる。 ・ 大田本のははははいる。 ・ 大田本のははははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のはははいる。 ・ 大田本のははいる。 ・ 大田本のはいる。 ・ 大田本の
- 企業は、従業員の健康管理 を経営的な視点で考えなければいけない。
- ・健康経営は、医療の削減の みならず、生産性の向上や 従業員の能力発揮につなが るもので、コストと捉えず に経営戦略の一環として捉 えてもらいたい。

||||||||||健康なまち・職場づくり宣言2020 ||||||||



- 宣言 予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。
- かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、 宣言 2 広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。
- 予防・健康づくりに向けて47都道府県の保障者協議会すべてが、 直言 3 地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。
- 健保組合等保障者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。
- 協会けんぼ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。
- 加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。 宣言 6 その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。
- 予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、 宣言 7 保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。
- 品質確保・安定供給を国に求めつつ、 宣言 8 すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

〇達成状況の確認にあたって

▶各ワーキンググループで要件を定義

- ①ヘルスケアポイント等情報提供 WG
- ②重症化予防(国保·後期広域)WG
- ③健康経営 500 社 WG
- ④中小 1 万社健康宣言 WG
- ⑤民間事業者活用WG
- ⑥保険者における後発医薬品推進 WG 武藤正樹
- 〇保険者協議会中央連絡会

「健康なまち・職場づくり宣言2020」と達成要件



宣言 1	予防・健康づくりについて、一般住民を対象とした インセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。	○インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを推進する事業を実施していること。 ○インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。	
宣言 2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に 取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。 その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。	○糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を行っていること。 ○対象者を明確な抽出基準で抽出し ○かかりつけ医と連携していること。 ○事業全体の効果検証を行っている ○各都道府県の糖尿病対策推進会議と連携していること。 ○保健指導を実施している場合、専 ※後期高齢者は、その特性から糖尿病性腎症以外の取組についても対象とする。	こと。
宣言 3	予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会 すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。	○集合契約、検診と健診の同時実施に向けた調整等の連携を図っていること。○保険者等の間で問題意識の共有化を図るための取組を実施していること。○データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組を行っていること。○保険者間で特定健診情報データ移動を行う場合の一定のルールづくりを行っていること。○保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組があること。	
宣言 4	健保組合等保険者と連携して 健康経営に取り組む企業を500社以上とする。	 ○経営理念:従業員の健康保持・増進の考え方が、企業理念・経営方針などに明文化され、情報○組織体制:従業員の健康保持・増進に関する全社的なマネジメントの責任者を役員以上としている制度・施策実行:産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案検討に関与していること。健康経営にかかる必要な対策を講じていること。 ○評価・改善:健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施していること。 ○法令順守・リスクマネジメント:従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしてい※今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果参考値として算出。 	いること。 ないこと。
宣言 5	協会けんぽ等保険者のサポートを得て 健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。	①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において以下の(1)~(3)から少なくと(4)の項目が含まれていること。 (1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策 (2) 健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメントの取組 (3) 従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策 (4) 健康宣言の社内外への発信 ②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。	も一つの項目と
宣言 6	加入者自身の健康・医療情報を本人に 分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。 その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。	○ ICT等を活用して健診結果を提供していること。 ○健診結果の意味について分かりやすく説明していること。 ○受診が必要な場合受診勧奨を実施していること KPIとし	
宣言 7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、 認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの 推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。	○複数保険者から推薦を受けていること。 ○重大な法令違反がないこと	
	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。	○自保険者の後発医薬品シェアを把握していること。 ○使用割合・状況の類型化を行っていると。 ○後発医薬品への切り替え率指標を ○後発医薬品の利用促進のために施策を実施していること。 ○後発医薬品への切り替え率指標を ○後発医薬品の利用促進のための事業を実施し、効果検証を行っていること。	

〇達成状況の確認にあたって

→保険者全数を対象として調査を実施

- 厚生労働省保険局と日本健康会議で共同実施。
- ・国としても初めて、全保険者を対象として 同時期・同様設問にて横串での状況把握を行った。
 - ※2016年度は熊本県内の保険者は回答対象としていない。

「保険者データヘルス全数調査」

■調査対象:全保険者と全保険者協議会(熊本県内の保険者は除く)

■回答期間:2016年6月10日から2016年7月1日まで(7月1日回答分まで有効回答)

■回答率(調査回答数/対象数総数(熊本県内の保険者を含む、2016年7月1日時点数))

保険者 種別	市町村国保	広域 連合	健保組合	共済 組合	国保組合	協会 けんぽ	保険者 合計	保険者 協議会
回答数	1,586	46	1,299	84	139	48	3,202	47
対象数	1,716	47	1,399	85	164	48	3,459	47
回答率	92.4%	97.9%	92.9%	98.8%	84.8%	100%	92.6%	100%

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

<進め方>

- ○市町村が、自ら又はITを用いた外部の専門事業者に事業委託する形で、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを付与する事業を推進する。
- ○この中で、例えば静岡県のように、都道府県が市町村による取組を牽引する 方法も取り入れる。

静岡県の取組:ふじのくに健康マイレージ事業

県が商工会議所等に協力店を募った上で、県内の市町が 健康づくり(各種健診受診、自らの健康改善目標実践など)を行った 住民に対して発行する優待カード(ふじのくに健康いきいきカード)を 協力店において提示することで、各店が用意したサービスを 1年間利用できる

※効果的なインセンティブの方策や工夫の例を示す。(厚労省の「保険者による健診・ 保健指導等に関する検討会」の下の個人への予防インセンティブ検討WGで年内に とりまとめ予定の内容を活用。)

宣言 1 好事例 よこはまウオーキングポイント

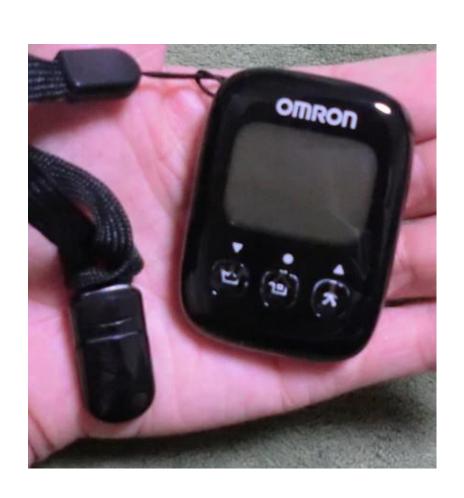
- 横浜市の高齢化率は22.9%。2025年 までに高齢者は23万人増えて、就業者数は 5万人減る。
- この状況をチャンスと捉え、新たな健康関連 サービスを創出したい。具体策が「よこはま ウォーキングポイント」制度だ。
- 参加者に無料で配った歩数計を市内1074 か所に設けた専用リーダーにかざすと、歩数 に応じてポイントが得られ、商品券などが当 たる。リーダー設置店舗の集客や売り上げ増 加にもつながっている。



徳江雅彦氏...横浜市経済局特

区推進担当理事

万歩計と歩数計リーダー







参加者には無料で歩数計をプレゼント!(※料630円(粉込)をご負担ください)歩数計を持ってウォーキングしましょう。 リーダー設置場所でリーダーに歩数計をのせると歩数が転送され、専用ホームページで歩数データを見ることができます。 また、歩数に応じたポイントが付与され、ポイントに応じて抽選で景品が当たります。





持って先く









確認できる

参加の皆さまの声

一緒に始めた夫が

歩くことに目覚め、

何より嬉しいです。

体調が良くなってきたことが

クチコミで広まり、歩数計を

一人で歩いていても連帯感が

持っている人が多いので

あり励みになっています。

ポイントに広じて 抽選にアプレゼント!

社会管轄活動への

1日8,000歩の継続で長寿遺伝子のスイッチを入れよう!

病気予防のめやす*中は食用を(東京原発を発表を)とター研究所を検索制点)による

1日平均2.000歩 寝たきりの予防 1日平均5,000歩 要介護、認知症、心疾患、脳卒中の予防

動脈硬化、骨そしょう症、 1日平均8,000歩 ロコモティブシンドローム*、高血圧症、 糖尿病の予防

※「ロコモティブシンドローム(運動器症候前)」とは骨、関節、筋肉等の運動器の障害のために 移動機能の低下をきたした状態をいいます。

ブラス1,000歩のコツ

①お買物は車で行ってまとめ買い ▶ 毎日歩いてお買物に行くことで ブラス 1,000歩!

▶ いつもと少し違う道で帰って ブラス1.000歩 ②お仕事帰りはまっすぐ帰宅



歩数計を

持った人の多くが、

よこはまウォーキングポイント事業(YWP)事務局

よこはまウォーキングポイント 検索

電話 0570-080-130 / 045-681-4655 (通知表が) 受付時間/午前9時半~午後5時半 電話 0570-080-130 / 045-681-4655 (赤がります) 電土日・休日、年末午給はお休み ファクス 0120-580-376(深元) メール navi-ywp@ml_city.yokohama_jp



□ 申込方法 詳しい申込方法につきましては、申込書をご覧ください。



1)窓口申込

郵便局を除く)や市内一部スポーツ センターで窓口申込を行っています。 本人確認書類**の原本をお持ち ください.

(2) WEB申込

右記QRコードを読み取るか、 「よこはまウォーキングボイント」 で検索し、よこはまウォーキング ポイントホームページからお申し 込みもできます。



記入し、本人確認書類***のコビ= を添付して、申込書に記載の 事務局宛に郵送でお申し込み ください.

※1 運転免許証、各種健康保険証、介護保険証、旅券(パスポート)等、氏名、住所、生年月日が確認できるもの。



■ 区役所(広報相談係、福祉保健課)、市役所(市民情報センター)、地区センター、地域ケアブラザ、 スポーツセンター、行政サービスコーナー、市内郵便局(窓口申込のできる郵便局)



参加対象者 18歳以上の横浜市民の方でウォーキングによる健康づくりに参加したい方



歩数計送料(630円税込)をご負担いただきます。(歩数計到着時に配達事業者にお支払いください。) また、電池交換の際は、ご自身で電池(CR2032)の購入をお願いします。

~定期的にリーゲーにのせて歩数データを送信しましょう~

1) 歩数データを確認できます

専用ホームページで自分の歩数推移やランキングを見ることができます。 (歩数計本体では、当日と前日の歩数などが確認できます。また、従来型の携帯電話ではご利用いただけません。)



毎月、定期レポートが配信されます。

時間帯・曜日別の平均歩数や前日との比較などがグラフで表示されます。

(2) 歩数ごとにポイントを獲得できます *歩き過ぎにはご注意ください。

1日の歩数に応じて、ポイントが付与されます。(2,000歩ごとに1ポイント、1日最高5ポイントまで)

歩数ごとのポイントについて

1日の歩数	付与ポイント
1~1,999歩	0ポイント
2,000~3,999歩	1ポイント
4,000~5,999歩	2ポイント
6,000~7,999歩	3ポイント
8,000~9,999歩	4ポイント
10,000歩~	5ポイント

ご自身の獲得ポイントは専用ホームページから確認できます。

景品の抽選について

3か月ごとに、200ポイント以上達成した方 を対象に抽選を行います。

当選した方には3,000円相当の商品券等 をプレゼント!

さらにWチャンス!! 1

年間累計ポイントによる抽選も行います。 楽しい景品をご用意しますので、お楽しみに!

3 社会貢献活動への寄付につながります

~みんなの一歩を世界のために~

参加者全員で目標歩数を達成すると、国連WFPに寄付し、途上国の子どもたちの給食支援に!



\ よこはまウォーキングボイントは、横浜市と凸版印刷、オムロンヘルスケアの共同事業です。 /

宣言1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象とした インセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

2016年度の 達成状況

115市町村

【達成要件】

- ○インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを 推進する事業を実施していること。
- 〇インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。

宣言1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象とした インセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

	保険者全体	市町村・国保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会けんぽ
インセンティブ事業を 実施している	679	394	1	256	8	13	7
現在は実施していないが 予定あり	292	158	2	111	6	10	5
実施していない	2,195	1,031	29	924	70	113	28
事業の効果検証を行っている	184	115	0	64	1	1	3
行っていない	446	239	5	180	7	11	4
全要件達成数(対象保険者)		115)				

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 2

かかりつけ医と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

<進め方>

○生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を全国的に広げていくためには、 行政と地域の医療関係者との連携・協力を一層推進すること等により、 市町村等が生活習慣病の重症化予防に係る取組を実施しやすい環境を整備 していくことが重要。

> ※例:埼玉県では、県がリーダーシップを発揮して地域における医療 関係者との連携・協力を進めた結果、県内29市町村において、 糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施している。

○「宣言2」の達成に向けて、重症化予防に向けた取組にリーダーシップを 発揮する人材等の発掘や、各地域に、他の市町村等にとってモデルとなる ような市町村等を全国的に育み、好事例の横展開を図る。

参考: 糖尿病性腎症による新規患者数1.6万人程度/年 ※1

1人あたり医療費 500~600万円/年 年間医療費の伸び 900億円程度

※1:日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」

宣言2好事例 石川県能美市糖尿病予防



川本素子氏…石川県能美市健康推進課長

- HbA1cが6.5以上の人を糖尿用管理 台帳に登録し、同患者を優先して 保健指導をしている。2008年、 HbA1cのワースト30人を訪問し、 実地調査を行った。
- その結果、数値が予想以上に悪く、 「放置してはいけない」と医師会 と連携した活動をすることになっ た。
- 重症化予防事業として、治療中の 人にも市の保健師が訪問し、栄養 指導をできる仕組みを整えた。
- この結果、8年間の活動でHbA1c の数値に問題のある人の割合が 減った。
- 市の保健活動に医師会も理解して くれていて、個別症例ごとに相談 をしあえる仲になったという。

石川県能美市の糖尿病予防事例

HbA1cワースト30への訪問



能美市健康福祉部健康推進課の 川本素子担当課長





LDL · HDL ·

中性脂肪・eGFRの

能美市医師会の松田健志会長

H b A 1 c ワースト30人のリストは、関係者が危機感を共有し、 医療と連携するきっかけとなった

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

2016年度の 達成状況

118市町村 4広域連合

【達成要件】

- ○糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を行っていること。
- ○対象者を明確な抽出基準で抽出していること。
- ○かかりつけ医と連携していること。
- ○事業全体の効果検証を行っていること。
- ○各都道府県の糖尿病対策推進会議と連携していること。
- 〇保健指導を実施している場合、専門職が携わっていること。
 - ※ 後期高齢者は、その特性から糖尿病性腎症以外の取組についても対象とする。

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

	保険者全体	市町村・国 保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会けんぽ
糖尿病性腎症の重症化予防の取組を行っている	1,104	659	9	368	10	11	47
現在は実施していないが予定あり	602	362	10	183	24	23	0
現在も過去も実施していない	1,385	520	12	703	48	101	1
過去実施していたが現在は実施していない	66	35	0	28	1	2	0
対象者を明確な抽出基準で抽出している	1,035	622	7	339	10	10	47
かかりつけ医と連携している	648	503	6	88	1	3	47
事業全体の効果検証を行っている	932	582	6	285	5	7	47
各都道府県の糖尿病対策推進会議等と連携している	151	137	2	4	0	1	7
保健指導を実施している場合専門職が携わっている	824	566	5	234	3	5	11
全要件達成数(対象保険者)	(118	4				
	`						_

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 3

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、 地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

<進め方>

- ○47の各都道府県の保険者協議会への情報提供などを行う「保険者協議会中央連絡会」を4年ぶりに再開させたところ。
- ○この中央連絡会での議論を通じて、保険者協議会での取組を活性化していく。
- ○保険者協議会での取組の活性化を通じて、加入者の代理人たる保険者として の機能(加入者の健康管理・良質で効果的な医療提供体制の構築)の強化を 図る。

保険者の果たすべき機能:

- ①被保険者の適用(資格管理)、②保険料の設定・徴収
- ③保険給付(付加給付も含む)、④審査・支払
- ⑤保健事業等を通じた加入者の健康管理
- <u>⑥医療の質や効率性向上のための医療提供側への働きかけ</u>

保険者協議会とは?

されている。

高齢者医療確保法では、保険者と後期高齢者広域連合が都道府県ごとに 共同で「保険者協議会」を組織し、(1)特定健診・保健指導の実施等に 関する保険者間の連絡調整、(2)保険者に対する必要な助言又は援助、 (3)医療費などに関する情報の調査及び分析の業務を行うことが規定

予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会 すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

2016年度の 達成状況

0保険者協議会

【達成要件】

- ○集合契約、検診と健診の同時実施に向けた調整等の連携を図っていること。
- ○保険者等の間で問題意識の共有化を図るための取組を実施していること。
- ○データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組を行っていること。
- ○保険者間で特定健診情報データ移動を行う場合の一定のルールづくりを行っていること。
- ○保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組があること。

保険者協議会を通じた地域における保健事業の共同実施のイメージ

- 医療費の傾向(入院受療率・外来受療率)
- 疾病の状況、健康の状況

には地域ごとに特色

分析

評価

(健康増進計画の策定等) 都道府県

連携

協力

協力

市町村 連携

地域 保健

協会けんぽ

国民健康保険

医療費の分析評価

○ ボランティアの育成事業

後期高齢者

○ 特定健康診査等の調整

その他関係事業

事務局

神奈川県国民健康保険団体連合会

保険者協議会

健康保険組合

医療広域連合

他関係団体

共済組合

連携

医

療

関

係

者

協力

地域保健とも連携して、各医療保険加入者(地域住民)に対する 効果的な保健事業を実施(特に、被用者保険被扶養者、国保被保険者)

予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会 すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

達成要件	要件 達成数
集合契約、検診と健診の同時実施に向けた調整等の連携を図っている。	11
保険者等の間で問題意識の共有化を図るための取組を実施している。	24
データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組を行っている。	25
保険者間で特定健診情報データ移動を行う場合の一定のルールづくりを行って いる。	2
保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組がある。	12
全数実施	0

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

<進め方>

- ○次世代へルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、 推進方策のアイデアを詰める。
- ○現時点で想定しているのは、昨年度の3月に示した健康経営銘柄の継続的 実施や、先進的な取組を行う企業の経年的なフォローアップを通じて、 更なる健康経営の促進を図る。
- ○また、健康経営に取り組む企業による情報発信を促進することにより、 普及を図る。

健康経営銘柄:長期的な視点からの企業価値の向上を重視する 投資家にとって魅力ある企業を紹介するもの

※平成26年度に健康経営銘柄として選定された22企業一覧: アサヒグループホールディングス、東レ、花王、ロート製薬、東燃ゼネラル石油、 ブリヂストン、TOTO、神戸製鋼所、コニカミノルタ、川崎重工業、テルモ、アシックス、 広島ガス、東京急行電鉄、日本航空、SCSK、丸紅、ローソン、 三菱UFJフィナンシャル・グループ、大和証券グループ本社、第一生命保険、 リンクアンドモチベーション

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を 500社以上とする。

2016年度の 達成状況

138社(参考值)

【達成要件】

〇経営理念:

従業員の健康保持・増進の考え方が、企業理念・経営方針などに明文化され、情報開示がなされていること。

〇組織体制:

従業員の健康保持・増進に関する全社的なマネジメントの責任者を役員以上としていること。

〇制度·施策実行:

産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案検討に関与していること。

健康経営にかかる必要な対策を講じていること。

○評価·改善:

健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施していること。

〇法令順守・リスクマネジメント:

従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと。

※今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果にあてはめ、参考値として算出。

宣言4好事例 健康経営



鈴田朗氏…コニカミノルタ 人事部健康管理グループリーダー



コニカミノルタ

• 2年連続健康銘柄



「健康銘柄」とは

経済産業省は、東京証券取引所と共同で、 従業員の健康管理を経営的な視点で考え、 戦略的に取り組んでいる企業を「健康経営銘柄」 として選定・公表。



①【理念】 コニカミノルタの健康理念

「従業員の健康がすべての基盤」との認識の下、 健康第一の風土醸成のために

「グループ健康宣言」を制定(2011年4月)

「会社の基本姿勢」として

「従業員に求める意識行動」として

- 1. 健康を尊ぶ労働環境の提供
- 予防重視の積極的衛生管理施策
- 1. 自律的な健康維持・増進活動
- 2. 健康第一の企業風土醸成への参画



②【体制】 健康施策を推進する組織

健康施策の実効性を高めるには、会社と健保の協働が不可欠

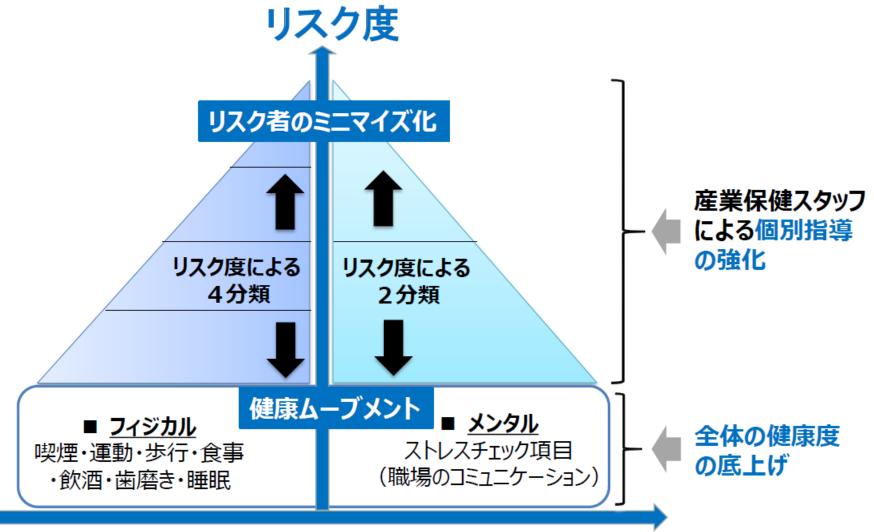
- 1.ワンマネジメント化(2012年度~)会社の健康組織Lが健保常務理事を兼務
- 2. 一体運営化(2013年度~)健診運営・データ分析と課題抽出・施策立案の2機能で



Giving Shape to Ideas

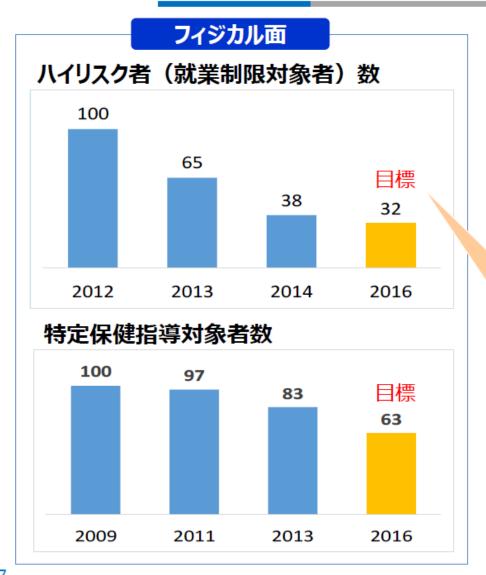


③【施策】「健康KM2016」の概念図





定量的成果(3項目を抜粋)





ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

<進め方>

- ○次世代ヘルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、 推進方策のアイデアを詰める。
- ○現時点で検討している、日商と協会けんぽの共同事業により、「健康経営 優良企業」の選定を行う仕組みを設け、そこに一定のメリット(例えば、 融資商品等で優遇金利を適応すること等)を付与できないか検討する予定。
- ○また、商工会議所等と連携して「健康経営アドバイザー制度」を創設し、 中小企業における健康経営の取組を支援する。
- ○一部の協会けんぽ支部で行っている企業・事業者向けの「ヘルスケア通信 簿®」の取組を広げ、中小企業等における健康状況や課題の可視化を行う ことにより中小企業の取組を促す。
 - ※健康経営アドバイザー制度:中小企業にアドバイザーを派遣し、経営者の理解を高めるとともに、 制度面での整備を進める取組。
 - ※協会けんぽ:約160万の中小企業等で働く従業員やその家族(約3,500万人)が加入している健康保険。 都道府県ごとに支部があり、支部単位で運営している。
 - ※ヘルスケア通信簿®:健診・保健指導等の基礎データにより事業所毎の健康課題を「見える化」するツール。

全国健康保険協会の商標登録。

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む 企業を1万社以上とする。

2016年度の 達成状況

2,970社

【達成要件】

- ①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において 以下の(1)~(3)から少なくとも一つの項目と(4)の項目が含まれていること。
 - (1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策
 - (2) 健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメントの取組
 - (3) 従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策
 - (4) 健康宣言の社内外への発信
- ②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

協会けんぽ各支部の取組と企業数

北海道	健康事業所宣言	60
青森県	「健康宣言」登録事業	3
岩手県	「いわて健康経営宣言」事業	175
福島県	「健康事業所宣言」事業	250
茨城県	健康づくり推進事業所認定制度	210
栃木県	職場体操の普及啓発事業	182
群馬県	生き活き健康事業所宣言	63
千葉県	健康な職場づくり宣言	64
東京都	健康企業宣言	38
新潟県	けんこう職場おすすめプラン	137
富山県	健康企業宣言	45
福井県	健康づくり宣言の推進	46
山梨県	目指そう!健康事業所	5
長野県	健康づくりチャレンジ宣言	68
静岡県	「ふじのくに健康事業所」応援キャンペーン	120
愛知県	健康宣言	57
三重県	健康事業所宣言	12
和歌山県	健康づくりチャレンジ運動	57
鳥取県	健康経営推進事業	732
島根県	ヘルス・マネジメント認定制度	24
岡山県	晴れの国から「健活企業」応援プロジェクト	0
広島県	ひろしま企業健康宣言	0
香川県	事業所まるごと健康づくり	30
愛媛県	健康づくり推進宣言 ~Yell for your healthy life!~	9
福岡県	事業所(事業主)とのコラボヘルス	4
長崎県	「健康経営」宣言事業	32
大分県	一社一健康宣言事業	519
宮崎県	健康宣言優良事業所認定制度	0
沖縄県	データヘルス・モデル事業	11

協会けんぽ以外の取組と企業数

おいらせ町	健康長寿のまちづくり協定	15	
大府市	企業チャレンジ	2	
全国土木建築 国民健康保険組合	ヘルスアップチャレンジ	0	



協会けん ぽは中小 企業の健 康宣言の サポート を行って いる

矢内邦夫氏 全国健康保険協会(協会けんぽ) 東京支部長

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言も

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保 険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用 を図る。

<進め方>

- ○保険者から委託を受けて、加入者本人に健診結果等の情報提供を行っている 専門事業者の導入例を分かりやすくパンフレット等にまとめる。
- ○保険者の保有するレセプトや特定健診データをシステム管理委託を受ける ベンダーから他の専門事業者による活用が円滑に進むような方策を検討する。

問題点:システム管理委託を受けるベンダーが、保険者の保有する データを他の専門事業者へ提供することに障壁(価格・ システム連携等)があり、専門事業者の活用が円滑に進まない との指摘があり、こうした課題の解決方法も検討。

○一方、昨今の年金情報の漏洩問題を踏まえ、情報安全の徹底を図る。

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。 その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

2016年度の達成状況

1,188市町村国保(69.2%) 14広域連合(29.8%) 489健保組合(35.0%) 16共済組合(18.8%) 20国保組合(12.2%) 47協会けんぽ支部(97.9%)

【達成要件】

- ICT等を活用して健診結果を提供していること。
- ○健診結果の意味について分かりやすく説明していること。
- ○受診が必要な場合受診勧奨を実施していること

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。

その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

	保険者全体	市町村国保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会けんぽ
ICT等を活用して健診結果を提供している	2,847	1,541	38	1,059	58	103	48
紙	2,696	1,476	35	986	57	94	48
メール	20	0	0	19	1	0	0
WEBサイト	134	4	0	125	5	0	0
電話	236	204	3	24	0	5	0
対面	1,033	941	21	57	2	4	8
その他	104	44	3	43	2	12	0
わかりやすい情報提供のために 工夫をしている	2,273	1,391	29	715	38	52	48
受診が必要な場合受診勧奨を 実施している	2,179	1,323	18	732	23	36	47
全要件達成数	1,774	1,188	14	489	16	20	47
全要件達成割合	51.3%	69.2%	29.8%	35.0%	18.8%	12.2%	97.9%

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

<進め方>

- ○人材を抱え、ヘルスケア事業を満足に行える保険者は限られる。外部の専門 事業者への委託を中心に考える必要がある。このため、認証・評価の仕組み の構築も視野に、優良・良心的な専門事業者がどこであるかが保険者に 分かるようにすることがポイント。
- ○まずは、委託をした実績のある保険者から委託先の専門事業者に関する 情報の収集を行う。
- ○今年12月に予定されている厚生労働省のヘルスケア事業者見本市事業において、保険者と専門事業者のマッチングを試行的に行う。

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

2016年度の 達成状況

88社

【達成要件】

- ○複数保険者から推薦を受けていること。
- ○重大な法令違反がないこと

ワーキンググループ(WG)による取組の推進

宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

<進め方>

○保険者においては、ジェネリックの差額通知を効果的に行うことがポイント。

後発医薬品差額通知:後発医薬品に切り替えた場合に薬代がどれくらい (ジェネリック) 削減できるのかを示した、保険者から個人への通知

- ○単に受注単価が安い専門事業者に委託するのではなく、効果測定や効果予測がきちんとできる専門事業者への委託を誘導する。
- ○各保険者が毎年度どのくらいの使用量割合であるかを一覧できるようにし、 競争を促すため、新たにポータルサイトによる常時可視化を行う。
 - ※後発医薬品の使用割合を80%にすることで、医療費1兆円程度の適正化が図れると 厚労省で試算している。

ワーキンググループ座長報告~「宣言」達成への取り組み~ 後発医薬品推進WGについて

WGの構成員

稲垣 仁 国民健康保険中央会 保健事業部長

小澤 時男 全国健康保険協会 企画部長

片岡 昭彦 健康保険組合連合会 参与

鈴木 邦彦 日本医師会 常任理事

中島 利夫 埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局次長兼 保険料課長

永田 泰造 日本薬剤師会 常務理事

橋田 淳一 檮原町 保健福祉支援センター長

平塚 知彦 柏市 市民生活部長

宮田 俊男 京都大学産官学連携本部 客員教授

武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院 教授

オブザーバー

細川 修平 日本ジェネリック医薬品学会 事務局長

(五十音順、敬称略)

WGの開催実績

第1回 平成28年1月

・本WGの開催趣旨や現状の後発医薬品の普及 啓発に関する保険者の取組などを踏まえ議論

第2回 平成28年3月

・後発医薬品の使用割合が高い保険者と低い 保険者からヒアリング

第3回 平成28年4月

・アンケートの結果やヒアリング内容等も 踏まえ、要件定義について議論

【アンケート調査について】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、保険者種別、規模、後発医薬品の使用割合等を勘案し、全体でおおむね100保険者を対象に調査を実施。

後発医薬品の使用促進に係る事業内容、後発医薬品の使用促進に係る取組の効果の検証などについて調査を行った。

【ヒアリングについて】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、後発医薬品の使用割合が高い保険者、低い保険者からそれぞれ 2保険者ずつヒアリングを行い、後発医薬品の使用促進に関する具体的な取組や課題などについて聴取した。

宣言8ワーキンググループ ジェネリック医薬品



達成要件と調査の概要

宣言 8

「品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合 を

高める取り組みを行う。

【カウント対象、方法】

全保険者、保険者横串調査

【要件】

- ①自保険者の後発医薬品の数量シェア及び金額シェアを把握していること。
- ②レセプトデータを活用し、例えば性年齢階級別や疾患別など加入者の類型化を行い、その属性ごと の後発医薬品の使用状況及び使用促進に係るボトルネックを把握し、事業の優先順位づけをしなが ら、事業目標を立て、事業を実施し、効果検証を行っていること。

その際、差額通知の取組を実施し、通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているかの確認により通知の効果を把握し、その結果を踏まえ、通知の対象者や発出頻度について検証を行うこと。

- ③差額通知の発出に当たっては、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額に加えて、加入者の 後発医薬品の使用促進に向けた付加的な情報を付けていること。
- ④必ずしも差額通知に示されている額が実際に窓口で軽減されるとは限らないことを様式に記載する等、加入者の誤解を招かないよう配慮すること。
- ⑤上記と併せて、後発医薬品の使用促進の取組の実施に当たって、保険者協議会等の活用も含め、医療関係者(医師会や薬剤師会等)との連携を行っていること。
- ※12はAND要件、3~5は努力目標。

【調査項目】

後発医薬品の使用割合、事業内容、差額通知の内容

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

2016年度の達成状況

84市町村国保(4.9%) 10広域連合(21.3%) 122健保組合(8.7%) 13共済組合(15.3%) 3国保組合(1.8%) 30協会けんぽ支部(62.5%)

【達成要件】

- ○自保険者の後発医薬品シェアを把握していること。
- 〇使用割合・状況の類型化を行っていること。
- ○後発医薬品利用促進のために施策を実施していること。
- ○後発医薬品の利用促進のための事業を実施し、効果検証を行っていること。
- ○後発医薬品への切り替え率指標を把握していること。

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が 後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

	保険者全体	市町村 国保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会 けんぽ
後発医薬品のシェアなどの指標を 把握している	2,001	996	34	784	64	75	48
使用割合・状況等の類型化を 行っている	1,091	387	24	557	50	27	46
後発医薬品利用推進のために 施策を実施している	2,872	1,458	46	1,139	84	97	48
効果検証を行っている	833	384	30	345	27	13	34
切り替え率指標の把握がある	1,357	751	35	408	62	53	48
差額通知に工夫をしている	1,301	674	30	461	51	39	46
後発医薬品使用促進のため 医療関係者と連携している	510	393	22	36	8	11	40
全要件達成数	262	84	10	122	13	3	30
全要件達成割合	7.6%	4.9%	21.3%	8.7%	15.3%	1.8%	62.5%

「健康なまち・職場づくり宣言2020」 2016年度達成状況

(12)

_		
旦	П	

115市町村

予防・健康づくりに向けたインセンティブ事業を行っている自治体は394市町村あり、今後実施予定の自治体も158市町村ある。

宣言2

118市町村 4広域連合

糖尿病性腎症の取組を行っている自治体は659市町村あり、 今後実施予定の自治体も362市町村ある。

宣言3

0保険者協議会

半数以上の都道府県の保険者協議会で、保険者間で問題意識の 共有を図る取組やデータヘルスの効果的な事例を広める取組を 行っている。

宣言4

138社 (参考値)

平成27年度健康経営度調査には573社が回答している。

宣言5

2,970社

協会けんぽ29支部において、地域の特性に応じた様々な取組が始まっている。

宣言6

1,188市町村国保(69.2%) 14広域連合(29.8%) 489健保組合(35.0%)

16共済組合(18.8%) 20国保組合(12.2%) 47協会けんぽ支部(97.9%)

WEBサイトを活用して、健診結果を提供している市町村国保も4つ存在する。

宣言7

88社

北海道から九州まで、多種多様なヘルスケア事業者が 推薦されている。

宣言8

84市町村国保(4.9%) 10広域連合(21.3%) 122健保組合(8.7%)

13共済組合(15.3%) 3国保組合(1.8%) 30協会けんぽ支部(62.5%)

8割を超える保険者において、後発医薬品利用推進のために 施策を実施している。

2016年から2017年にかけて 達成保険者数が大きく向上!

800市町村 118	市町村
800市町村	市町村
宣言 2 24広域連合 4 14 広	域連合
宣言 3 全保険者協議会 0 47	協議会
宣言 4 500社以上 138 ※参考值 235	法人
宣言 5 1万社以上 2,970	社
宣言 6 全保険者 1,774 1,989 係	呆険者
宣言7 100社以上 88	社
宣言 8 全保険者 262	保険者

「日本健康会議2018」

日時:8月27日(月)

10:00~16:00

会場:イイノホール&カンファレンスセンター

で開催いたします。

「保険者データヘルス全数調査」に基づく「健康なまち・職場づくり宣言2020」の8つの宣言の達成状況や地域版日本健康会議などこの一年の活動状況等をご報告します。また、地方自治体の健康づくり・まちづくり等で先進的な取組みを展開する都道府県の事例や生活習慣病重症化対策の最新動向、新たなコラボヘルスの取組みなどのご報告もあわせて行う予定です。

保険者、医療関係団体、自治体関係者、ヘルスケア事業者の皆様の参加を お待ちしております。

参加希望の方は8月17日までに「参加登録フォーム」でご登録ください。 ただし、会場の都合により定員に達しましたらその時点で締切らせていただきます。 なお一般の方の登録申込みは受け付けておりません。

平成30年7月2日

定員に難した為、参加登録を制切ました

日本健康会議 今後の活動について

2020年まで毎年、宣言ごとの保険者全数調査を行い、
結果を公表していく!詳細はポータルサイトをご覧ください。
http://kenkokaigi.jp/

まとめと提言

- 第2期のデータヘルス計画が始まった
- ・日本健康会議は民間主導の健康寿命延伸と国民皆保険 維持のための国民運動
- その喫緊の課題は糖尿病重症化予防と健康経営
- -2020年まで続く日本健康会議の成果に注目しよう

医療と介護のクロスロード to 2025

- 2月20日緊急出版!
- 2018年同時改定の「十字 路」から2025年へと続く 「道」を示す!
- 医学通信社から2018年2月出版予定本体価格 1,500円 + 税



「ジェネリック医薬品の新たなロードマップ」

007

• 武藤正樹

- なぜ後発医薬品の使用が推進され、いかに普及が図られているか?
- なぜ医師や薬剤師は不信を抱き, いかにその不信を払拭するか?
- 2020年、ジェネリック医薬品 80%時代ヘナビゲートする!
- 2016年7月1日に

医学通信社より発刊(**1200** 円)



ジェネリック医薬品の 新たなロードマップ

2020年、ジェネリック医薬品80%時代に向けて

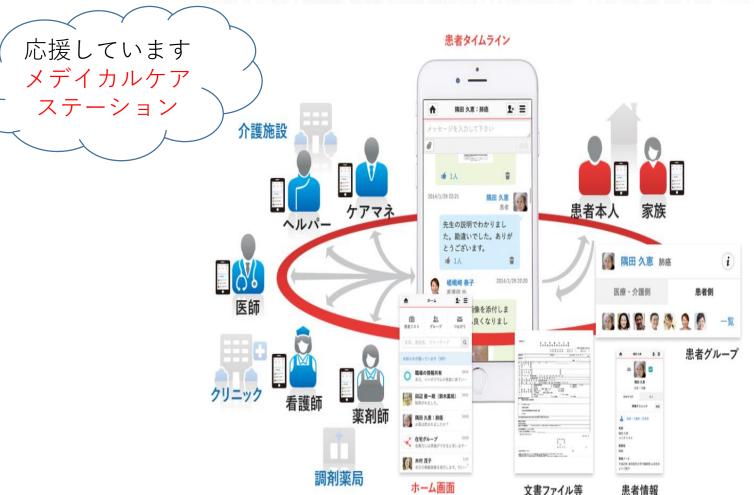
国際出版を開始となりませる 表面 武藤正樹 MASAKI MATTO

扩医学通信社

トップ MCSとは できること 初めての方へ 事例紹介 無料の理由 アプリ連携 FAQ お問合せ

メディカルケアステーションとは

メディカルケアステーションは、これらの医療現場のニーズに対応すべく、スマートフォンなどのモバイル対応、だれでも簡単に利用できるタイムライン形式による情報共有、セキュリティに配慮した「完全非公開型」SNSなどの技術を駆使して開発された、病院、クリニック、介護施設、薬局など医療関連施設のための、医療に特化したソーシャル医療連携プラットフォームです。



ご清聴ありがとう ございました



フェースブッ クで「お友達 募集」をして います

国際医療福祉大学クリニックhttp://www.iuhw.ac.jp/clinic/ で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開し ております。ご覧ください。

武藤正樹



ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

mutoma@iuhw.ac.jp